

接触確認アプリの導入に向けた 取組について（案）

令和2年5月8日

新型コロナウイルス感染症対策テックチーム事務局

接触確認アプリの目的

- スマートフォンを活用して、①自らの行動変容を確認できる、②自分が感染者と分かったときに、プライバシー保護と本人同意を前提に、濃厚接触者に通知し、濃厚接触者自ら国の新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム（仮称）に登録できるようにすることで、健康観察への円滑な移行等も期待できる。
- なお、正確な陽性者の状況把握や統計調査等については別途厚生労働省で構築予定の「新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム（仮称）」上で行われる予定。

	接触確認アプリ	(参考) 新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム（仮称）（予定）
主なユーザー	日本国内居住者・滞在者	保健所・医療機関等
利用のタイミング	ウイルス陽性判定まで	陽性判定又は陽性者との接触判明後
目的	<p>①<u>自らの行動変容の確認</u></p> <p>②<u>濃厚接触者自ら国の新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム（仮称）に登録できるようにすること</u></p>	保健所等の業務負担軽減 陽性者情報の正確な把握 陽性者との接触者の把握
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> 他者との接触状況の端末上での記録 <ul style="list-style-type: none"> 陽性者との接触確認の通知 	陽性者等の状況把握、関係者間での共有、データ作成

(参考) 接触確認アプリと新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（仮称）との関係

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

「接触確認アプリやSNS等の技術の活用も含め、効率的な感染対策や感染状況等の把握を行う仕組みを政府として早期に導入し、厚生労働省及び各保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。」

「まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用した催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。」

令和2年5月4日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部決定



すでに構築が開始されている新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（仮称）と適切に連携する形で接触確認アプリの具体化を検討

1. 接触確認アプリ

- アプリを通じて個人の接触把握を促し、行動変容を促進
- 接触と通知された個人を、「2. 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（仮称）」へ誘導
- 個人のプライバシーに配慮し、最低限の情報しか取得しない。



2. 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（仮称）

- 効率的に患者等に関する情報を収集し関係者の間で共有。
- 保健所等の事務負担の軽減を図る
- 個人のプライバシーには配慮しながら疫学的な調査にもデータを活用。

接触確認アプリ主要類型の特徴

日本案

類型	位置情報型	Bluetooth型		
		個人特定型	匿名型 (EU提案)	
		中央サーバ処理型	中央サーバ処理型	スマホ端末処理型
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・位置情報を用いて、感染者と接触のあったアプリユーザを当局が特定。 ・位置情報精度補完のために、インド等はbluetoothも併用 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号等の個人情報により、当局が接触者を特定し、連絡が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各ユーザの接触者データは、当局が保有するサーバーで管理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各ユーザの接触者データは、各ユーザの端末で管理
実施国	インド、イスラエル等	シンガポール、オーストラリア	(検討中)英国、フランス	(検討中)ドイツ、スイス、エストニア等
Google・AppleのAPIとの関係 (API接続のメリット) ①低電力での相互互換性 ②常時記録が可能 ③プライバシー保護	活用せず (独自開発によりアプリをリリース済、Google-Appleは位置情報を活用せず)	不明 (これまでは活用せず独自開発によりアプリをリリース済。今後の対応は不明)	検討中 (英国は独自の開発により、一部地域で実証開始したところ。)	活用する方向 (APIの公開後アプリをリリース予定)

システムの基本的考え方（案）

システムの基本的な前提は以下のとおりとすることでよいか。

- BluetoothをOS上でコントロールすることで、他のアプリ利用中でもバックグラウンドで利用可能となることから、AppleとGoogleから提供されるAPIを利用して構築する。
- アプリ間で交換される識別子は周期的に変更されるものであり、個人や端末を特定できない。
- 接触の記録は全て端末で管理され、感染者の照合も各自の端末内で行う。
- 濃厚接触を検知するための端末間の通信や、個人に紐づかない識別子の管理は、AppleとGoogleが提供する機能により実現する。
- 通知サーバーでは、陽性者のアプリの識別子のみ管理され、個人の特定はできない。

接触確認アプリの仕組み（検討中・未定稿）

<通常時>

- 他者との接触についてアプリの端末に**相手の識別子（個人に紐付かない）**が記録される。
- 識別子の記録は、一定期間経過後に順次削除されていく。



接触の具体的な定義については、技術的なAPIを検証の上整理

<陽性確認時>

- 保健所で新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム（仮称）に陽性者が登録される。
- 登録された陽性者は保健所の通知を受けて、自分が陽性者であることをアプリ上で入力。
- アプリユーザーに対して、陽性者との接触歴がある場合に**接触者アラートが通知され、これを確認。**
（接触した個人が特定できない形で通知）
- 接触が確認された者は陽性者と接触したことを新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム（仮称）上で**登録。**

4. スマホで保健所からの通知を確認したことを入力



6. 端末に陽性者の識別子がある場合、通知を確認

5. 陽性の人と接触記録のある人に通知



7. 通知を確認後、登録。

3. 陽性の人に陽性者の登録を通知

2. 保健所での登録

1. 医療機関での検査



諸外国の接触確認アプリ運営主体

- アプリストアの運営主体であるAppleとGoogleは、接触確認アプリについて公衆衛生当局によってリリースされるものを認めるとの方針
- また、各国のアプリ運営主体は保健当局が担う形で実施または検討が進められている。

<AppleとGoogleの方針（4月末公開）>

- Apple及びGoogleは、**公衆衛生当局**（public health authorities）による**接触確認アプリがAndroidとiOSとの間で機能するようなAPIをリリースする。**
- このテクノロジーへの**アクセスは、公衆衛生当局にのみ与えられる。**
- アプリの審査を通過するためには、**公衆衛生当局に関してのみ運営され、両社のプライバシー要求を満たし、ユーザのデータを保護する等の一定の基準を満たす必要がある。**

※なお、AppleとGoogleはOS機能を提供するものであり、アプリ自体は提供しない

<各国の運営主体>

国名	運営主体
シンガポール	保健省 (アプリ開発は政府テクノロジー庁も協力)
オーストラリア	保健省
インド	保健省 (アプリ開発は電子情報技術省も協力)
イスラエル	保健省
イギリス (検討中)	保健省 (NHS (国民医療制度))
ドイツ (検討中)	首相府、保健省

接触確認アプリの実装に向けた役割分担とスケジュールについて（案）

役割分担（案）

テックチーム (コロナ対策室・IT室事務局)

【役割】

- 仕様書案の策定
- Apple/Googleの仕様評価
- プライバシー保護の評価
(個人情報、行個法との関係確認 等)
→上記を検討会合にて整理、公表
- アプリ普及につき厚労省と連携

協力企業*

*(一社)Code for Japan・(株)楽天 等

- アプリの仕様案作成等に協力
- アプリ普及に向けた周知活動等の協力

検討会合スケジュール（案）

5月9日 第1回

- Apple/Googleの仕様の確認、アプリの基本構成案
- プライバシーの基本的考え方

Apple/GoogleのAPIの詳細仕様の提示

5月中旬以降 第2回

- 最終的なアプリ仕様書、プライバシーの考え方整理

厚労省

【役割】

- テックチームから提供された仕様書案を用いてアプリ開発・実装・運用
- アプリ普及につきテックチームと連携

アプリ開発・運用開始

有識者検討会の開催と検討事項について（案）

有識者検討会の設置と依頼事項

アプリの基本的な仕様等を検討するため、テックチームの下に有識者検討会に設置する。

検討会においては、以下の点について検討を進め、検討結果のテックチームへの報告を求める。

1. Apple/GoogleのAPIに関する技術・プライバシー双方の観点からの評価
2. Apple/GoogleのAPI活用を前提とした接触確認アプリの仕様書案に関する技術的な検証
3. 個人情報保護法、行政個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護や透明性の観点等からのアプリ仕様書の評価

検討会委員

穴戸常寿（東京大学教授、憲法）※座長
岡部 信彦（川崎市健康安全研究所所長）
石川 広己（公益社団法人日本医師会常任理事）
上原哲太郎（立命館大教授、サイバーセキュリティ）
坂下哲也（JIPDEC常務理事）
藤田卓仙（医師、世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター）
森亮二（弁護士、英知法律事務所）
山本龍彦（慶應義塾大学教授、憲法）
楠正憲（政府CIO補佐官）

オブザーバー

保健所関係者 2名（予定）

オブザーバー省庁等

内閣官房
（新型コロナウイルス感染症対策室）
内閣官房
（情報通信技術（IT）総合戦略室）
厚生労働省
総務省
経済産業省
個人情報保護委員会事務局